

令和8年 第5回

三種町選挙管理委員会議案

令和8年4月20日提出

日 時 令和8年4月20日(月)
午前9時00分
場 所 三種町役場 第2会議室

署名委員

署名委員

次 第

- 1 委員長あいさつ
- 2 会議録署名委員の指名（ 委員、 委員）
- 3 案 件
 - 報告第14号 専決処分した事項の報告について
 - 議案第48号 選挙人名簿に登録することについて（選挙時）
 - 議案第49号 選挙人名簿から抹消することについて（選挙時）
 - 報告第15号 登録の移替えをした者について（町選挙）
 - 報告第16号 選挙権を有する者の50分の1の数について
 - 報告第17号 選挙権を有する者の3分の1の数について
 - 報告第18号 選挙運動費用の支出制限額について
 - 議案第50号 期日前投票管理者及びその職務代理者の選任について（町選挙）
 - 議案第51号 期日前投票立会人の選任について（町選挙）
 - 議案第52号 移動期日前投票管理者及びその職務代理者の選任について（町選挙）
 - 議案第53号 移動期日前投票立会人の選任について（町選挙）
 - 議案第54号 投票管理者及びその職務代理者の選任について（町選挙）
 - 議案第55号 投票立会人の選任について（町選挙）
 - 議案第56号 委員長専決事件の指定について（町選挙）
- 4 その他

報告第14号

専決処分した事項の報告について

令和8年第4回三種町選挙管理委員会において委員長専決事項に指定した令和8年4月26日執行の三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の掲示板の区画数について、次のとおり定めた。

令和8年4月20日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 木村 信悦

- 1 三種町長選挙 上段、下段各2区画の合計4区画とする。

1	3
2	4

- 2 三種町議会議員一般選挙 上段、中段、下段各6区画の合計18区画とする。

1	4	7	10	13	16
2	5	8	11	14	17
3	6	9	12	15	18

- 3 専決処分した日

令和8年3月23日

議案第 48 号

選挙人名簿に登録することについて（選挙時）

公職選挙法第 22 条第 3 項の規定により、令和 8 年 4 月 20 日現在において別紙の者を選挙人名簿に登録する。

令和 8 年 4 月 20 日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 木村 信悦

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 新有権者登録 | 令和 8 年 4 月 26 日までに満 18 歳に達する者
生年月日：平成 20 年 3 月 3 日から平成 20 年 4 月 27 日まで
男 6 人 女 7 人 小計 13 人 |
| 2 | 転入登録 | 令和 8 年 1 月 20 日以前より引き続き三種町に居住している者
転入日：令和 7 年 12 月 2 日から令和 8 年 1 月 20 日まで
男 12 人 女 6 人 小計 18 人 |
| 3 | 登録者総数 | 男 18 人 女 13 人 合計 31 人 |

議案第49号

選挙人名簿から抹消することについて（選挙時）

公職選挙法第28条の規定により、令和8年4月20日現在において別紙の者を選挙人名簿から抹消する。

令和8年4月20日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 木村 信悦

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 死亡抹消者 | 届出日：令和8年3月1日から令和8年4月19日まで
男 22人 女 26人 小計 48人 |
| 2 | 転出抹消者 | 令和7年12月19日以前に三種町から転出した者
転出日：令和7年11月1日から令和7年12月19日まで
男 9人 女 10人 小計 19人 |
| 3 | 抹消者総数 | 男 31人 女 36人 合計 67人 |

報告第15号

登録の移替えをした者について（町選挙）

令和8年4月20日現在において選挙時登録における登録の移替えをした者は、別紙のとおりである。

令和8年4月20日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 木村 信悦

令和8年3月1日から令和8年3月30日までの町内転居により投票区の移替えをした者

男 6人 女 19人 合計 25人

報告第16号

選挙権を有する者の50分の1の数について

地方自治法第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数は250である。

令和8年4月20日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 木村 信悦

参 考

第74条第1項 条例の改廃請求

第75条第1項 地方公共団体等の事務等の執行に係る監査請求

報告第17号

選挙権を有する者の3分の1の数について

地方自治法第76条第1項、第80条第1項及び第81条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は4,154である。

令和8年4月20日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 木村 信悦

参 考

- 第76条第1項 議会の解散請求
- 第80条第1項 議員の解職請求
- 第81条第1項 長の解職請求
- 地教組第8条第1項 教育委員の解職請求

報告第18号

選挙運動費用の支出制限額について

公職選挙法第194条及び同法施行令第127条の規定による令和8年4月26日執行の三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙における選挙運動費用の支出制限額は、次のとおりである。

令和8年4月20日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 木村 信悦

1 三種町長選挙

告示日における選挙 人名簿登録者総数 (A)	人数割額 (B)	固定額 (C)	法定制限額 (A) × (B) + (C)
12,461 人	110 円	1,300,000 円	2,670,800 円

2 三種町議会議員一般選挙

告示日における選挙 人名簿登録者総数 (A)	議員定数 (B)	人数割額 (C)	固定額 (D)	法定制限額 (A) ÷ (B) × (C) + (D)
12,461 人	14 人	1,120 円	900,000 円	1,896,900 円

※百円未満切上げ

議案第50号

期日前投票管理者及びその職務代理者の選任について（町選挙）

令和8年4月26日執行の三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙における期日前投票管理者及びその職務を代理すべき者を別紙のとおり選任する。

令和8年4月20日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 木村 信悦

議案第50号別紙

1 琴丘地域拠点センター期日前投票所

(1) 投票管理者

職務を行うべき日	住 所	氏 名
令和8年4月22日から 令和8年4月25日まで	(省略)	(省略)

(2) 職務代理者

職務を行うべき日	住 所	氏 名
令和8年4月22日から 令和8年4月25日まで	(省略)	近藤 政人

2 山本地域拠点センター期日前投票所

(1) 投票管理者

職務を行うべき日	住 所	氏 名
令和8年4月22日から 令和8年4月25日まで	(省略)	(省略)

(2) 職務代理者

職務を行うべき日	住 所	氏 名
令和8年4月22日から 令和8年4月25日まで	(省略)	石井 透

3 八竜農村環境改善センター期日前投票所

(1) 投票管理者

職務を行うべき日	住 所	氏 名
令和8年4月22日から 令和8年4月25日まで	(省略)	(省略)

(2) 職務代理者

職務を行うべき日	住 所	氏 名
令和8年4月22日から 令和8年4月25日まで	(省略)	三浦 保

議案第51号

期日前投票立会人の選任について（町選挙）

令和8年4月26日執行の三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙における期日前投票立会人を別紙のとおり選任する。

令和8年4月20日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 木村 信悦

議案第51号別紙

期日前投票立会人

1 琴丘地域拠点センター期日前投票所

職務を行うべき日	住 所	氏 名
令和8年 4月22日 4月24日	(省略)	(省略)
令和8年 4月22日 4月23日 4月24日	(省略)	(省略)
令和8年 4月23日	(省略)	(省略)
令和8年 4月25日	(省略)	(省略)
令和8年 4月25日	(省略)	(省略)

2 山本地域拠点センター期日前投票所

職務を行うべき日	住 所	氏 名
令和8年 4月23日 4月24日	(省略)	(省略)
令和8年 4月22日	(省略)	(省略)
令和8年 4月25日	(省略)	(省略)
令和8年 4月23日 4月24日	(省略)	(省略)
令和8年 4月25日	(省略)	(省略)
令和8年 4月22日	(省略)	(省略)

3 八竜農村環境改善センター期日前投票所

職務を行うべき日	住 所	氏 名
令和8年 4月23日 4月25日	(省略)	(省略)
令和8年 4月24日 4月25日	(省略)	(省略)
令和8年 4月23日	(省略)	(省略)
令和8年 4月22日	(省略)	(省略)
令和8年 4月22日 4月24日	(省略)	(省略)

議案第 5 2 号

移動期日前投票管理者及びその職務代理者の選任について（町選挙）

令和 8 年 4 月 2 6 日執行の三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙における移動期日前投票管理者及びその職務を代理すべき者を別紙のとおり選任する。

令和 8 年 4 月 2 0 日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 木村 信悦

議案第52号別紙

1 琴丘地区移動期日前投票所（勝平）

(1) 投票管理者

職務を行うべき日	住 所	氏 名
令和8年4月25日	(省略)	(省略)

(2) 職務代理者

職務を行うべき日	住 所	氏 名
令和8年4月25日	(省略)	近藤 香奈子

2 山本地区移動期日前投票所（達子・木戸沢・豊岡）

(1) 投票管理者

職務を行うべき日	住 所	氏 名
令和8年4月25日	(省略)	(省略)

(2) 職務代理者

職務を行うべき日	住 所	氏 名
令和8年4月25日	(省略)	川村 幸博

3 八竜地区移動期日前投票所（釜谷・大口・川尻）

(1) 投票管理者

職務を行うべき日	住 所	氏 名
令和8年4月25日	(省略)	(省略)

(2) 職務代理者

職務を行うべき日	住 所	氏 名
令和8年4月25日	(省略)	石井 忍

議案第 5 3 号

移動期日前投票立会人の選任について（町選挙）

令和 8 年 4 月 2 6 日執行の三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙における移動期日前投票立会人を次のとおり選任する。

令和 8 年 4 月 2 0 日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 木村 信悦

1 琴丘地区移動期日前投票所（勝平）

職務を行うべき日	住 所	氏 名
令和 8 年 4 月 2 5 日	(省略)	(省略)
	(省略)	(省略)

2 山本地区移動期日前投票所（達子・木戸沢・豊岡）

職務を行うべき日	住 所	氏 名
令和 8 年 4 月 2 5 日	(省略)	(省略)
	(省略)	(省略)

3 八竜地区移動期日前投票所（釜谷・大口・川尻）

職務を行うべき日	住 所	氏 名
令和 8 年 4 月 2 5 日	(省略)	(省略)
	(省略)	(省略)

議案第 5 4 号

投票管理者及びその職務代理者の選任について（町選挙）

令和 8 年 4 月 2 6 日執行の三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙における各投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を別紙のとおり選任する。

令和 8 年 4 月 2 0 日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 木村 信悦

議案第54号別紙

各投票区の投票管理者

投票区	住 所	氏 名
鯉 川	(省略)	(省略)
鹿渡南	(省略)	(省略)
鹿渡北	(省略)	(省略)
新屋敷	(省略)	(省略)
上岩川	(省略)	(省略)
大 町	(省略)	(省略)
林 崎	(省略)	(省略)
下岩川	(省略)	(省略)
金 岡	(省略)	(省略)
北金岡	(省略)	(省略)
鵜 川	(省略)	(省略)
大 曲	(省略)	(省略)
浜 口	(省略)	(省略)
芦 崎	(省略)	(省略)

なお、琴丘・山本・八竜地区共通投票所については、それぞれ鹿渡北・大町・鵜川投票区の投票管理者が兼務するものとする。

議案第54号別紙

各投票区の投票管理者の職務代理者

投票区	住 所	氏 名
鯉 川	(省略)	熊谷 朋子
鹿渡南	(省略)	高橋 辰巳
鹿渡北	(省略)	近藤 一仁
新屋敷	(省略)	平塚 まどか
上岩川	(省略)	近藤 里美
大 町	(省略)	北林 孝典
林 崎	(省略)	池内 和人
下岩川	(省略)	嶋田 裕樹
金 岡	(省略)	三浦 由紀子
北金岡	(省略)	佐藤 潤一
鵜 川	(省略)	熊谷 幸樹
大 曲	(省略)	工藤 寛久
浜 口	(省略)	嶋田 義彦
芦 崎	(省略)	梅田 喜治

なお、琴丘・山本・八竜地区共通投票所については、それぞれ鹿渡北・大町・鵜川投票区の職務代理者が兼務するものとする。

議案第 5 5 号

投票立会人の選任について（町選挙）

令和 8 年 4 月 2 6 日執行の三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙における各投票区の投票立会人を別紙のとおり選任する。

令和 8 年 4 月 2 0 日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 木村 信悦

議案第 5 5 号別紙

各投票区の投票立会人

	住 所	氏 名
鯉 川	(省略)	(省略)
	(省略)	(省略)
鹿渡南	(省略)	(省略)
	(省略)	(省略)
鹿渡北	(省略)	(省略)
	(省略)	(省略)
新屋敷	(省略)	(省略)
	(省略)	(省略)
上岩川	(省略)	(省略)
	(省略)	(省略)
大 町	(省略)	(省略)
	(省略)	(省略)
林 崎	(省略)	(省略)
	(省略)	(省略)
下岩川	(省略)	(省略)
	(省略)	(省略)
金 岡	(省略)	(省略)
	(省略)	(省略)
北金岡	(省略)	(省略)
	(省略)	(省略)
鵜 川	(省略)	(省略)
	(省略)	(省略)
大 曲	(省略)	(省略)
	(省略)	(省略)
浜 口	(省略)	(省略)
	(省略)	(省略)

芦 崎	(省略)	(省略)
	(省略)	(省略)

なお、琴丘・山本・八竜地区共通投票所については、それぞれ鹿渡北・大町・鵜川投票区の投票立会人が兼務するものとする。

議案第56号

委員長専決事件の指定について（町選挙）

三種町選挙管理委員会規程第13条第1項の規定に基づき、次の事項を三種町選挙管理委員会委員長の専決事件に指定する。

令和8年4月20日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 木村 信悦

委員長専決指定事項

令和8年4月26日執行の三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙における選挙人名簿抄本の抹消及び共通投票所を含む投票管理者及びその職務代理者、投票立会人（補充選任を除く。）、移動期日前投票所を含む期日前投票管理者及びその職務代理者並びに期日前投票立会人（補充選任を除く。）の選任の変更並びにポスター掲示場の設置場所の変更

【今後の日程】

月日	場所・時間	日程等
4月21日(火)	—	町長選挙・町議会議員一般選挙 告示日
	八竜農村環境改善センター 午前8時30分～ 午後5時	立候補届出受付 ※委員長及び委員の出席をお願いします。
	三種町役場 第1会議室 午後5時10分	選挙公報の掲載順序を定めるくじ ※委員長の出席をお願いします。
	三種町役場 第1会議室 午後5時40分	氏名掲示の順番を定めるくじ ※委員長の出席をお願いします。
4月22日(水)～ 4月25日(土)	午前8時30分～ 午後8時	期日前投票・不在者投票
4月23日(木)	午後5時	選挙立会人届出期限
	三種町役場 第1会議室 午後5時30分	選挙立会人を定めるくじ ※選挙長(委員長)の出席をお願いします。
4月24日(金)	—	選挙公報配付(新聞折込)
4月26日(日) ※投票がある場合	—	町長選挙・町議会議員一般選挙 投・ 開票日
	午前7時～ 午後6時	投票 ※委員長 8時30分までに参集を お願いします。 ※委員 13時30分までに参集を お願いします。
	三種町役場 午後1時40分	第6回選挙管理委員会 (随時抹消)
	三種町八竜体育館 午後7時～	選挙会及び開票 第7回選挙管理委員会 (当選証書の付与等)

<p>4月26日(日) ※無投票の場合</p>	<p>三種町役場 第1会議室 午前10時～</p>	<p>無投票選挙会 ※委員長及び委員の出席をお願いします。</p>
<p>5月11日(月)</p>	<p>—</p>	<p>選挙運動費用収支報告書提出期限 (選挙期日から15日以内)</p>
<p>6月 1日(月)</p>	<p>三種町役場 第2会議室 午前9時～</p>	<p>第8回選挙管理委員会</p>